



## 公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第20条第4項の規定により、湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催するので、長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）第26条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 公聴会の開催の日時及び場所

## (1) 岡谷会場

開催日時：平成25年6月30日（日）

午後1時30分から午後3時まで

開催場所：岡谷市役所6階605号（岡谷市幸町8番1号）

## (2) 塩尻会場

開催日時：平成25年6月30日（日）

午前10時から午前11時30分まで

開催場所：塩尻市北小野地区センター会議室

（塩尻市大字北小野48）

## 2 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

湖周行政事務組合長 今井 竜五

長野県岡谷市幸町8番1号

## 3 対象事業の名称、種類及び規模

## (1) 名称

湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業

## (2) 種類

廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設）

## (3) 規模

処理能力 110t／日

## 4 対象事業実施区域

岡谷市字内山4769番地の14

## 5 関係地域の範囲

岡谷市、塩尻市、上伊那郡辰野町

## 6 意見の陳述

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公聴会において、日本語により、意見の理由を含めてこれを述べることができます。

## 7 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、書面により、その旨を申し出てください。

## (1) 申出期限

平成25年6月17日（月）まで

なお、郵送する場合又はファクシミリにより電送する場合においては、平成25年6月17日（月）までに到着しなければなりません。

## (2) 申出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県環境部環境政策課環境審査係

ファクシミリ番号 026（235）7491

## (3) 申出の書面の記載事項

ア 意見を述べようとする者の氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、郵便番号及び電話番号

イ 公聴会の対象となる準備書の名称（「湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書」と記載するものとする。）

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

エ 希望する会場名

(参考) 公述の申出の書面の記載例

公述申出書
公聴会に出席して、湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を述べたいので、申し出ます。
年 月 日
長野県知事 阿部 守一様
〒 ..... 住所 ..... ふりがな 氏名 .....
〔法人その他の団体にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
電話番号 ..... ( ) .....
希望会場名 .....
意見の概要 ..... ..... .....

## 8 公述人の選定等

知事は、公述の申出をした者の中から、公述人を選定し、公述の申出をした者にその旨を通知します。

## 9 その他

この公聴会についての問い合わせは、長野県環境部環境政策課環境審査係（電話 026（235）7163）に行ってください。

環境政策課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成25年5月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 岩嶋 敏男

名 称	所 在 地	指 定 年月日
-----	-------	------------

千曲ガス水道株式会社	千曲市大字寂蔵1061番地3	平成25年 5月22日
------------	----------------	----------------

企 業 局

**公告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成25年5月30日

長野県公安委員会

**1 講習会の種別及び受講対象者**

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

**2 講習会の開催の日時、場所及び定員**

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月3日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	中野会場	中野市大字壁田955 北信合同庁舎	60名
7月7日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020 松本合同庁舎	60名
7月17日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	小諸会場	小諸市甲1275-2 小諸文化センター	60名
7月24日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市東栄町3108-1 飯田労働者福祉センター	60名

**3 講習科目及び時間数**

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

**4 受講手続****(1) 受講の申込み**

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

**(2) 申込書の受付期間**

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

**(3) 受講手数料**

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

**5 その他****(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。**

- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課